

## 主張

### 国連「障害者権利条約」批准国にふさわしい国をめざして

日本は2014年2月19日、国連「障害者権利条約」の141番目の批准国となりました。なぜこんなに遅れたのでしょうか。2006年制定された障害者自立支援法が、応益負担という極めて大きな社会的不合理があり、批准するためには改正が必要だったからです。「私たち抜きに私たちの事を決めないで」という未曾有の障害者の声に押され、2010年1月、時の民主党政権が「応益負担」を改めるという歴史的な基本合意に達しました。

「障がい者制度改革推進会議」の総合福祉部会で障がい者を含む50名以上の部会員が真剣に話し合い「骨格提言」が出されました。その内容は法の理念として、障害者を保護の対象から権利の主体と転換させ、支えるサービスが支援の中心で、国には法的義務があり、利用者負担は原則無料で、その実現の為にOECD諸国の平均並みの予算確保を提言しており、当事者はその中身の実現を期待していました。

その提言に基づく「障害者総合支援法」が自民・公明・民主の賛成で2013年4月施行されました。しかし内容は障害者自立支援法の一部改正になり、障害者を保護の対象とみなし「支援を受ける権利」という言葉を避け、応益負担を一部残し、国の財政負担を明記していないなど多くの問題がありました。つまり自民党の憲法草案に流れる自己責任型社会の考えが盛り込まれていました。「障害者総合支援法」は、批准した国連「障害者権利条約」からも逸脱しています。

障害者の年収200万円以下は99%（100万円以下は56%）であり、障害者の半分は親と同居し生活保護率は10%です。こうした所得状況を補うはずの就労支援事業所での平均工賃は月額1万数千円です。

日本の障害者予算はGNP比で0.198%でありOECD諸国の平均の半分です。2015年度の日本の障害者予算は1兆849億円であり、「骨格提言」の内容を実現するためには、更に1兆857億円増やす必要があり、これでOECD諸国並みになるのです。

障害者に限らず貧困は深刻です。2013年の年収100万円未満の単身高齢者は231万人に及び更に2015年4月よりは国民年金の満額が月65075円に減額、相対的貧困率は16.1%と過去最高で先進国30か国中ワースト4位、子供の貧困率は先進20か国中でワースト4位（広島県は2015年19.5%と全国平均より高い）、ひとり親世帯の貧困率は50.8%（一人当たり年収114万円以下）と先進国33か国中のワースト1位です。2015年度予算案で安倍政権は貧困に直結する社会保障費を3900億円削減しました。これは購入したオスプレイ17機約3600億円に匹敵するのです。

アベノミクスは経済最優先で一部の富んだ人をさらに富ませ、多くの貧困層を生むことで経済成長をさせているように思えます。こういう社会よりもどのような障害をもっている、どのような環境で生きていても貧困に至ったら救済が丁寧になされる社会、安心して老後を迎えられる社会の方をほとんどの人は望んでいると思います。

ウルグアイ第40代大統領ホセ・ムヒカの言葉が心にひびきます。「お金があまりに好きな人たちには、政治の世界から出て行ってもらう必要があるのです。彼らは政治の世界では危険です。お金が大好きな人はビジネスや商売のために身を捧げ、富を増やそうとするものです。しかし政治はすべての人の幸福を求める闘いなのです。」「貧乏な人とは、少ししかものを持っていない人ではなく、無限の欲があり、いくらあっても満足しない人の事だ」